

平成 29 年度
横浜中央支部第 2 回役員会議事録

平成 29 年 10 月 31 日(火)
13 時開会
於:神奈川県行政書士会大会議室
神奈川県行政書士会横浜中央支部役員会

平成 29 年度横浜中央支部第 2 回役員会議事録

1. 日時 平成 29 年 10 月 31 日(火) 13 時
2. 会場 神奈川県行政書士会大会議室
3. 出席者 横浜中央支部役員
4. 議事の経過と要領およびその結果

松本支部長より、開会の挨拶があり、議案の審議に入った。

議題1 支部規則施行細則、支部役員選出規則の承認の件

江崎総務委員長より、支部規則施行細則 3 条(費用弁償)及び 5 条(委員会)の改正案についての説明があった。

支部規則施行細則 3 条(1)の「役員等」に会計幹事を含む、とし、会計幹事に費用を発生させることとした。会計幹事には、支部役員等への交通費等の支払業務が頻繁に発生していることを考慮に入れたものである。また、今まで選挙管理委員会の委員については、費用が支払われていなかったが、支部規則施行細則 3 条(4)において、費用を弁償することとする。

この支部規則施行細則につき、鈴木相談委員長より、事務局員の人数の確認があり、江崎総務委員長より、2 名を採用し、横浜中央支部のホームページに掲載されている旨の説明があった。また、事務局員 2 名の活動として、1 名は新入会員の登録業務及び支部会員への一斉メールの管理、1 名はホームページ管理運営を担当してもらっている旨の説明があった。その後、支部規則施行細則改正案の承認を求めたところ、役員会はこれを承認した。

次に、支部役員選出規則改正案につき、承認が求められた。

支部役員選出規則 9 条(委員の任期)には、委員に欠損が生じた場合の取り扱いがなかったため、9 条 2 項に追加することとした。また、11 条(選挙の告示)(7)においては、立候補者が 1 名の場合の定めがなかったため、追加することとした。28 条(就任承諾)2 項については、選任された役員は役員就任承諾書を提出することとなっているが、支部長が当選するまでに、既に役員候補者に同意書を記入してもらっているため削除とし、選挙後最初に開催される支部提示総会において、会員の承認を得るものとする。

その後、松本支部長より、28 条 1 項の「前年度末まで」とは曖昧な表現ではないかとの指摘があり、「速やかに」とすることで承認が求められ、役員会は支部役員選出規則改正案につき、これを承認した。

議題 2 支部忘年会の件

松本支部長より、今回提案するクルーズは、福利厚生のように見えるが、横浜のまだあまり知られていない部分を見学し、新しい業務を発見する良い機会としたいとの説明があった。納涼会では、会員の業務歴によって、費用を3パターンに分けたが、10年以上の会員の費用負担が多かったため、その会員たちの集まりが悪かったように思うので、今回は比較的業務歴の浅い会員には安く設定しているとのことであった。

江崎総務委員長より、募集は1ヶ月前位を予定していたため、11月早々に募集をかけるとの説明があった。

鈴木相談委員長より、定員についての質問があったが、松本支部長により、クルーズは定員40名(45名位までは乗れそうとのこと)、その後の忘年会は特に定員を設けないとの回答があった。今回は他支部会員に参加してもらおうと、費用の負担が多くなるため、10,000円払っても参加したいという方がいれば、参加は可能、とのことであった。

議題 3 その他

海原副支部長より、総務委員会で話し合ったホームページの運用についての報告があった。相談委員が担当している相談会の結果を、相談件数のみ、ホームページに掲載したいとのことで、鈴木相談委員長の意見を伺ったところ、良いのではないかと回答であった。

本会広報部の西田幹事より、会報が年4回となり、今までより、支部活動掲載のスペースが少なくなったため、それを誰が取りまとめるかの確認があった。江崎総務委員長が、総務委員で対応するとのこと決定した。

議事録作成者 大神和己